

## 政令第 号

ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十四条の二、第八十条の二及び第百八十九条第五項並びに電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「液化石油ガス法」という。」を削る。

第二条第一項中「第十五条第四項」を「第十七条第四項」に改める。

第十六条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第四項の表第二十号中「（法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項の表第二号中「及び第百七十二条第一項」を「から第三

項まで並びに第百七十二条第一項及び第二項」に改め、同号に次のように加える。

(五) 法第五十四条の五第一項に規定する特別一般ガス導管事業者の特定 関係事業者等（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導 管事業者及びガス製造事業者を除く。）に関するもの	特別一般ガス導管事 業者の供給区域を管 轄する経済産業局長
(六) 法第八十条の五第一項に規定する特別特定ガス導管事業者の特定関 係事業者等（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管 事業者及びガス製造事業者を除く。）に関するもの	特別特定ガス導管事 業者の特定導管の設 置の場所を管轄する 経済産業局長

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項第三号中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第六条から第十一条を二条ずつ繰り下げる。

第五条第一項中「第十三条第六項及び第十五条第四項」を「第十五条第六項及び第十七条第四項」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者の導管の規模等)

第五条 法第五十四条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千メートルであることとする。

2 法第五十四条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 一般ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下同じ。）が接続されていること。

二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

(兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者の導管の規模等)

第六条 法第八十条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千メートルであることとする。

2 法第八十条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等が接続されていること。

二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

別表第一中「第九条」を「第十一条」に改める。

別表第二中「第十条、第十一条」を「第十二条、第十三条」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第二条 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この条」の下に「及び第十条」を加え、同項第二号中「この号」の下に「及び第十条第一項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第十条第一項第三号において同じ」を加える。

第九条第三項ただし書中「同表第十一号及び第十二号」を「同表第六号及び第七号」に改める。

第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第五号旧ガス事業法」を「旧ガス事業法」に改め、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条中「。第十四条第一項」を「。第十六条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(改正法附則第四十七条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請等)

第十条 改正法附則第四十七条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請をする場合には、不動産登

記令第三条各号に掲げる事項のほか、改正法附則第四十七条第二項の規定により登記を申請する旨を申請情報の内容とし、かつ、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 改正法附則第四十七条第一項に規定する分割証明情報

二 申請人が表題部所有者から改正法附則第四十七条第二項の不動産の所有権を取得したことを証する表題部所有者が作成した情報

三 登記名義人となる者の住所を証する登記官が作成した情報

2 不動産登記令第九条の規定は、前項第三号の規定により申請情報と併せて提供しなければならない住所を証する情報について準用する。

3 前二項の規定は、改正法附則第四十七条第三項において準用する同条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請について準用する。この場合において、第一項中「附則第四十七条第二項」とあるのは「附則第四十七条第三項において準用する同条第二項」と、同項第一号中「附則第四十七条第一項」と

あるのは「附則第四十七条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(法人の分割に関する登録免許税の非課税の対象となる法人の導管の規模等)

第十一条 改正法附則第四十八条の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千メートルであることとする。

2 改正法附則第四十八条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 改正法第六条の規定による改正前のガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等（同条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。次号において同じ。）が接続されていること。
- 二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

## 附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

## 理由

兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の要件を定めるとともに、法人の分割に関する登録免許税の非課税の対象となる法人の要件を定める等の必要があるからである。